

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月
② 昭和49年7月から50年3月まで

申立期間の後にA市役所に行ったとき、国民年金の未納期間があると言われ、窓口の職員から、「6万円くらいで未納期間分が埋まる。」と聞いたので、親戚や友人からいただいた夫への入院お見舞金の中から国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、その分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の「保険料免除が消滅した後に6万円くらいの国民年金保険料をまとめて納め、その後毎月保険料を納付した。」という主張内容から、申立人が保険料をまとめて納付したとする時期は、周辺事情から昭和53年9月から54年3月の間と推認され、当該期間は第3回目の特例納付（附則4条）の実施期間に該当する。

また、社会保険事務所の管理する被保険者原票照会回答票によると、申立人は昭和54年2月24日に法定免除期間のうち13か月分の国民年金保険料2万7,800円を追納しているが、申立期間②の9か月分の保険料を特例納付した場合の3万6,000円と合わせると計6万3,800円となり、申立人の主張する保険料納付金額とほぼ一致する。

さらに、申立人は、昭和36年4月及び同年5月の期間並びに37年4月から39年3月までの期間について国民年金保険料を追納し、41年4月から42年4月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間について保険料を過年度納付し、63年10月から平成2年7月までの期間について

高齢任意加入をして保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間①については、昭和 63 年 12 月 14 日に資格記録を整理した際に、国民年金の任意未加入期間が強制加入期間と訂正されて未納期間となったものであり、申立人が国民年金保険料をまとめて納めたとする時期においては、遡^{そきゅう}及して保険料を納付することは不可能であったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年4月にA市役所内のB銀行で納付しようとしたところ、納付書の納期限が過ぎていたと言われたため、同市役所の国民年金の窓口で年配の女性職員に保険料を納付した記憶があるので、未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降、国民年金保険料をすべて納付（第3号被保険者期間を含む。）している上、昭和50年1月から60年12月までの期間は国民年金に任意加入していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市に照会したところ、「昭和60年度の国民年金保険料の第4期の納期限は昭和61年3月31日であるが、同年4月30日までは現年度納付の取扱いで当市で収納ができた。」と回答しており、国民年金法の旧規定による昭和60年度の保険料の現年度納付の納期限が昭和61年4月30日であることから、申立人の主張する納付場所や納付方法に関して、不合理な点は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

申立期間について、昭和37年4月末ころに国民年金保険料1年分を一括で納付した記憶があるが、社会保険事務所から納付事実が確認できないとの回答があった。

結婚当初の昭和36年ころは、私は国民年金には未加入で夫の国民年金保険料だけを納付していたが、郵便局に勤務する父から、「年金は納めないといけない。」と言われていたので、37年4月ころに国民年金に加入し、夫の保険料と一緒に町役場の窓口で現金で納付していた。それなのに、夫の国民年金保険料は納付済みとなっていて、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、昭和37年4月以降申立期間と申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含めて国民年金加入期間は完納していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の所有する国民年金手帳で国民年金保険料の納付日が確認できる昭和38年4月から41年3月までについては、保険料をすべて現年度納付しており、社会保険事務所の記録で納付日が確認できる昭和41年度は、夫婦共に同一日に保険料を納付していることが確認できる上、申立人は申立期間当時の保険料額が夫婦二人で月額にして200円であっ

たと具体的に記憶していることから、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の申立期間における保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、「申立期間において、夫の家業の収入に加えて和裁を教えるなどして収入を得ており、国民年金保険料を納付する資力は十分にあった。」と主張していることから、申立期間の保険料を未納とする特段の事情は見当たらない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では納付済みである期間が、社会保険事務所の管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では未納期間となっていたり、国民年金手帳の再交付記録が未記載であったりするなど、納付記録等の管理に適正を欠く部分が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から平成元年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和50年1月ころに私の亡き父が国民年金の加入手続を行い、A納税組合へ4人分（申立人、両親及び申立人の兄）の国民年金保険料と一緒に亡き父が納付していたことを聞いていたので、自分だけ申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成元年7月21日であり、その時点では、申立期間の大部分が時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、過年度納付及び特例納付を行った形跡も見られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は171か月と長期間であるとともに、申立人の亡き父が居住していた地域では、申立期間当時、納税組合があったことは推認できるものの、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の亡き父が、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から事情を聴取しても、当時の記憶が曖昧である上、具体的な国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 12 月までの期間及び 57 年 6 月から 62 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 55 年 12 月まで
② 昭和 57 年 6 月から 62 年 12 月まで

私は、申請免除について相談するために A 町役場の国民年金担当窓口を訪れた際、同担当者から所得状況を理由に申請免除の対象者にはならないと言われ、さらに国民年金の未納期間が相当あるとの指摘を受けた。

私自身、国民年金保険料の未納期間が相当あることは承知していたので、将来のために保険料を納めることを決心し、未納保険料の合計金額とされた 22 万円を昭和 62 年 8 月に 12 万円、同年 9 月に 10 万円と 2 回に分けて A 町役場の窓口で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が申請した覚えの無い申請免除と未納のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 62 年 8 月及び 9 月の時点において、申立期間のうち、既に時効が到来している未納期間である昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間を除く保険料の合計額は、42 万 1,530 円となり、申立人の主張している納付額 22 万円とは大きく異なる。

また、申立人は、A 町役場の窓口で申立てに係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、同役場の窓口では申請免除期間の保険料追納及び過年度納付は扱っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において免除申請を行ったことは無いと

主張しているが、その妻の申立期間に係る納付記録のうち、申請免除期間及び未納期間はいずれも申立人と同一であることから、行政側に瑕疵があったとは考え難い上、申請免除期間では無いとするならば、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和62年8月の時点では、60年6月以前の申立期間は時効により納付することができなかつたこととなり、申立てと矛盾を生じる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び60年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 昭和60年4月から62年3月まで

申立期間については、仕事も順調で国民年金保険料を納付するのが困難な時期では無かったので、免除申請することは考えられないし、免除を申請するために町役場へは行った記憶も無い。例え免除期間になったとしても、その後すぐ追納するはずだ。この期間が申請免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について申請免除の手続をした覚えが無く、申立期間も2か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張するが、A町及び社会保険事務所の記録では、夫婦共に申立期間①及び②の期間は申請免除となっており、申請免除の手続は、制度上、被保険者が年度ごとに申請して承認を受けなければならないことから、行政側の記録管理の不備は考え難い。

また、申立人は国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いとしているが、A町役場の国民年金被保険者名簿によると、昭和58年10月分、同年11月分及び59年4月から60年3月までの分を過年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付の記憶は不明確であると考えられる上、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び60年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 昭和60年4月から62年3月まで

申立期間については、仕事も順調で国民年金保険料を納付するのが困難な時期では無かったので、免除申請することは考えられないし、免除を申請するために町役場へは行った記憶も無い。例え免除期間になったとしても、その後すぐ追納するはずだ。この期間が申請免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする妻は、申立期間について申請免除の手続をした覚えが無く、2か月ごとに夫婦二人分の保険料を納付したと主張するものの、A町及び社会保険事務所の記録では、夫婦共に申立期間①及び②の期間は申請免除となっており、申請免除の手続は、制度上、被保険者が年度ごとに申請して承認を受けなければならないことから、行政側の記録管理の不備は考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料を過年度納付した記憶は無いとしているが、A町役場の国民年金被保険者名簿によると、昭和58年10月分、同年11月分及び59年4月か

ら 60 年 3 月までの分を過年度納付していることが確認できることから、申立人の妻の保険料納付の記憶は不明確であると考えられる上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年2月18日まで
私は、A社へ昭和44年に総務部長として入社し、当時会社拡張のため県に交渉し、県内4か所に工場を建設し、創業に貢献してきたのに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚等の証言から、申立人がA社に総務部長及び専務として勤務していたことを推認することはできるものの、当該事業所は昭和60年6月1日に全喪し、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入及び保険料について確認できない上、当時の経理担当者の所在が不明であるほか、当時の同僚からも保険料の控除に係る申立てを裏付ける証言は得られなかった。

また、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険の適用事業所になった昭和44年5月1日から50年2月18日までの308人の記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番が無い上、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から30年3月30日まで
私は、昭和28年8月から30年3月30日まで、A社（現在は、B社）に勤務しましたが、申立期間に係る厚生年金保険が未加入となっているため、再調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認することはできる。

しかしながら、申立人が一緒に採用されたと申し立てている同僚二人は、申立期間において厚生年金保険の加入記録は確認できない上、事業主が保管している健康保険厚生年金一覧表においても氏名は見当たらない。

また、同社では、在職証明書発行の経緯について、「資料としては、昭和28年8月1日から29年3月1日まで記載している書類しか無く、それ以降は在籍を確認できる書類は無いが、申立人から『昭和30年3月30日まで確かに勤めていたので証明してください。』との申出により、証明書を発行した。」としているものの、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除については、「不明。」と回答している。

さらに、社会保険庁が管理する被保険者記録照会回答票の記録は、当該事業所に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿と一致しており、昭和29年3月1日から30年8月までに資格取得した被保険者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、事業主が保管している健康保険厚生年金一覧表の記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 16 日から 38 年 3 月まで
厚生年金保険被保険者期間について確認したところ、A 署（現在は、B 署。）に勤務した時の加入記録が、昭和 33 年 6 月 11 日から同年 12 月 16 日までとなっている旨の回答を受けた。

私は、昭和 38 年 3 月まで A 署で働いていた。常勤の作業員として、作業所での炊事、清掃業務等に従事していた。健康保険証は、6 か月後に再交付された記憶があり、昭和 34 年及び 37 年には、それを使って病院で治療を受けたことがある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 共済組合 D 支部が保管している資料及び A 署の元同僚の証言から、申立人が、申立期間について、常用作業員として A 署に勤務していたことが確認できる。

しかし、C 共済組合 D 支部が保管している組合員長期原票等の記録により、申立人は、厚生年金保険の資格喪失日と同日の昭和 33 年 12 月 16 日に E 共済組合の組合員資格を取得し、38 年 8 月 1 日に資格喪失したことが確認できる。

これらのことから、申立人は、A 署に勤務した期間のうち、昭和 33 年 12 月 16 日までは厚生年金保険に加入し、その後同日付けで、職員に準ずる者として E 共済組合に加入したものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から51年11月29日まで
A協業組合に勤務した昭和47年10月1日から51年11月29日までの期間について、厚生年金保険加入期間の記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、B社を母体としてA協業組合を設立したが、一緒に働いていた私の妻は厚生年金保険に加入となっているのに、私は厚生年金保険に未加入となっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA協業組合の事業主であったことから、その申立人に照会したところ、「当時の資料が無く、社会保険事務を担当した職員の所在が不明であり、厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することはできない。」と回答している上、申立人が挙げた当時の元社員からも、申立てを裏付ける証言は得られなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が管理する被保険者原票について厚生年金保険の加入記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番が無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から28年5月30日まで
私は、A社に正社員として勤務し、配給制の食品、日用品を担当区域の商店に配達する業務を担当していた。また、B社にも勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、A社は、新規適用日である昭和18年6月1日から全員喪失日である28年4月1日まで健康保険の適用事業所としては確認できるものの、厚生年金保険の適用事業所としては確認できない。

また、上司として名前を挙げた二人については、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、健康保険の加入は確認できるものの、厚生年金保険の加入は確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録には、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人及び同僚二人の氏名は見当たらない。

加えて、社会保険庁が管理する職歴審査照会回答票から、B社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、平成元年4月1日新規適用、9年4月1日全員喪失であることが確認でき、申立期間において厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から26年8月まで

私は、今回の年金特別便で昭和25年11月1日に記録が喪失となっていた。当時、A市にあったB社に4か月の厚生年金保険の記録しか残っていないが、私は、昭和26年5月に後に妻となった人をC市から呼んで、社長さんたちと花見をした写真もあり、1年くらいはその会社に勤務していたはずであり、厚生年金保険は掛けていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、昭和26年11月25日に全喪し、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入及び保険料について確認できない上、当時の事務担当者の所在が不明であるほか、当時の同僚からも保険料の控除に係る申立てを裏付ける証言も得られなかった。

また、社会保険事務所が管理している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該事業所の社員19名中、7名が申立人と同様に昭和25年11月1日に厚生年金保険の資格喪失となっていることが確認できる上、同被保険者名簿の健康保険の整理記号番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険の被保険者原票とオンライン記録は一致している。

さらに、申立人の同僚で事業主の息子は、「申立期間当時は、会社の資金繰りが思わしくなく、いったん会社を閉めて、再び、少人数で再開させたが6か月で会社を閉めた。」と証言しているとおおり、昭和26年11月25日に当該事業所は全喪し、27年3月26日に再開させたが、同年10月

26日に再び全喪しており、当該事業所の経営が思わしくなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。